

株式会社斐太工務店「(仮称) 八の沢風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知
について

令和3年4月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社斐太工務店「(仮称) 八の沢風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社斐太工務店に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社斐太工務店は、同条第2項の規定に基づき、北海道知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成26年 1月 6日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成26年 2月20日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 平成26年 4月 4日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|--------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成26年 10月 1日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成27年 1月 6日 |
| 北海道知事意見受理 | 平成27年 4月 3日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成27年 5月 1日 |

<環境影響評価準備書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 平成28年 3月 4日 |
| 意見の概要等受理 | 平成28年 5月18日 |
| 北海道知事意見受理 | 平成28年 9月 5日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成28年 9月 6日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成28年10月 7日 |

<環境影響評価書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価書受理 | 令和 3年 4月 8日 |
| 環境影響評価書確定通知 | 令和 3年 4月20日 |

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話03-3501-1742(直通)